

大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金支給要綱

（目的）

第1条 燃料費の高騰の影響を受ける大阪府内の一般公衆浴場事業者（以下「事業者」という。）を支援することを目的とし、事業者に対し、「大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することとし、その支給に関して、「大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金支給規則」（令和4年大阪府規則第68号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（支給の要件）

第2条 規則第2条第1号に規定の知事が別に定める日は、令和8年1月1日とする。

2 規則第2条第2号に規定の知事が別に定める期間は、令和7年4月1日から支援金の申請日までとする。

（支援金の額）

第3条 規則第3条に規定の知事が別に定める額は、別表のとおりとする。

（支援金の支給の申請）

第4条 規則第4条に規定の知事が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）
- （2）誓約書・同意書（様式第2号）
- （3）燃料の使用を確認できる書類
- （4）各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、知事が別に定める日までに知事に対し提出するものとする。

（支援金の支給の決定）

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて書面の提出を求めるなどした上で、支援金を支給すべきと認めたときは、支給の決定をする。

（支援金の支給の決定の通知）

第6条 規則第6条による通知は、事業者への支援金の支払いをもって通知とみなす。

（届出義務）

第7条 規則第7条第3項による申し出は事実発生日から起算して3か月以内に大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金申請者変更届出書（様式第3号）により知事に届け出る

ものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

(調査)

第8条 知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた事業者は前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。

別表

区 分	一般公衆浴場の燃料の種類 (一部使用を含む)	金 額
1	重油	1 施設当たり 9,000 円